

## 参考 1 半導体集積回路の回路配置に関する諸外国の法律（中国）

### 集積回路レイアウト設計保護条例

#### 第一章 総則

第一条 集積回路レイアウト設計所有権を保護し、集積回路技術の新機軸打ち出しを奨励し、科学技術の発展を促進するため本条例を制定する。

第二条 本条例において下記の用語の意味するところは以下のとおりである。

- (1) 集積回路とは半導体集積回路を指す。すなわち半導体を基板とし、少なくとも一つが能動素子である二つ以上の素子と部分的或いは全体的な配線を基板または基板上に組み合わせたものであり、ある種の電子機能を執行するための中間製品或いは最終商品を言う。
- (2) 集積回路レイアウト設計（以下「レイアウト設計」と省略する）とは集積回路中の少なくとも一つが能動素子である二つ以上の素子と部分或いは全体のインタコネクションサーキット（相互配線）の立体配置、或いは集積回路の製造に準備された上述の立体配置を言う。
- (3) レイアウト設計権利人とは本条例の規定に基づいて、レイアウト設計所有権を有する自然人・法人或いはその他の組織を指す。
- (4) 複製とはレイアウト設計、あるいはそのレイアウト設計を含む集積回路を繰り返し製作する行為を指す。
- (5) 商業利用とは商業を目的として輸入・販売あるいはその他の方式で保護を受けているレイアウト設計、そのレイアウト設計を含む集積回路或いはその集積回路を含む製品を提供することを指す。

第三条 中国の自然人・法人或いはその他の組織が創作したレイアウト設計は、本条例に基づきレイアウト設計所有権を有する。

外国人が創作したレイアウト設計が初めて中国国内で商業上で利用される場合は、本条例に基づきレイアウト設計所有権を有する。

外国人が創作したレイアウト設計は、その製作者の所属国が中国とレイアウト設計保護協定を締結している、あるいは中国と共同でレイアウト設計保護に関する国際条約を締結している場合、本条例に基づきレイアウト設計所有権を有する。

第四条 保護を受けるレイアウト設計は独創性を持たなくてはならない。すなわちそのレイアウト設計は創作者自身の知力と労力の成果であり、かつその創作においてはレイアウト設計創作者と集積回路製造者との間で公認されている既存設計ではない。

保護を受けるべき既存設計により構成されたレイアウト設計はその組み合わせを一体とみなし、前款で規定する条件に符合しなければならない。

第五条 本条例はレイアウト設計について保護するものであり、思想、処理過程、作動方法或いは数字概念等には及ばない。

第六条 国務院知的財産権行政部門は本条例の規定に基づき、集積回路レイアウト設計所有権に関する管理について責任を負う。

## 第二章 レイアウト設計所有権

第七条 レイアウト設計権利人は以下の所有権を有する。

- (1) 保護を受けたレイアウト設計の全部或いはその中のいずれかの独創性を持つ部分の複製。
- (2) 保護を受けたレイアウト設計、そのレイアウト設計を含む集積回路或いはその集積回路を含む製品の商業上利用。

第八条 レイアウト設計所有権は国務院知的財産権行政部門の登録を経て発生する。

登録がなされていないレイアウト設計は本条例の保護を受けない。

第九条 レイアウト設計所有権はレイアウト設計創作者に所属し、本条例のほかの規定は除外される。

法人或いはその他の組織が主管し、法人或いはその他の組織の意思で創作され、かつ法人或いはその他の組織がレイアウト設計に責任を持つ場合、その法人或いはその他の組織が創作者とみなされる。

自然人により製作されたレイアウト設計は、その自然人が創作者となる。

第十条 二人以上の自然人、法人或いはその他の組織が共同で創作したレイアウト設計については、その所有権の帰属は共同者の同意に基づく。契約を締結していない或いは契約が不確定なときは、所有権は協力者が共同で有する。

第十一条 委託を受け創作されたレイアウト設計については、その所有権の帰属は委託人と受諾人双方の契約による。契約を締結していない或いは契約が不確定なときは、所有権は受諾人が有する。

第十二条 レイアウト設計所有権の保護期間は 10 年とする。レイアウト設計登録の日或いは世界のいずれかの地域で初めて商業上利用された日から計算して、その前日を基準とする。ただし、登録或いは商業利用に関わらず、レイアウト設計が創作完成から 15 年たったものは、本条例の保護の対象とはならない。

第十三条 レイアウト設計所有権は自然人に所属し、その自然人が死亡した場合には、その所有権は本条例が規定する保護期限内に相続法の規定に基づいて相続する。

レイアウト設計所有権が法人或いはその他の組織に所属しており、法人或いはその他の組織が変更、消滅した場合、その所有権は本条例の規定する期限内に権利・義務を法人或いはその他の組織に相続する。権利・義務を相続する法人或いはその他の組織がないときは、このレイアウト設計は公有領域に入る。

### 第三章 レイアウト設計の登録

第十四条 国務院知的財産権行政部門はレイアウト設計登録業務に責任を負い、レイアウト設計登録申請を受理する。

第十五条 申請登録されるレイアウト設計は国家の安全或いは重大な利益に関わるため、秘密を保持しなければならない、国家の関連する規定に基づいて処理しなければならない。

第十六条 レイアウト設計申請の際、提出しなければならないものは以下のとおりである。

- (1) レイアウト設計申請登録表
- (2) レイアウト設計のコピー或いは設計図
- (3) レイアウト設計がすでに商業利用されている場合、そのレイアウト設計を含む集積回路のサンプル
- (4) 国務院知的財産権行政部門が規定するその他の材料

第十七条 レイアウト設計が世界のいずれかの地域で初めて商業利用されてから 2 年以内に、国務院知的財産権行政部門に登録申請をしていないものは、国務院知的財産権行政部門に登

録申請をすることができる。

第十八条 レイアウト設計登録申請が初期審査を経て、却下する理由がないものについては、国務院知的財産権行政部門は登録を行い、登録証明文書を発行し、公告する。

第十九条 レイアウト設計登録申請人は、国務院知的財産権行政部門の登録申請却下の決定に不服な時には、通知を受け取ってから 3 ヶ月以内に国務院知的財産権行政部門に再審査を請求できる。国務院知的財産権行政部門が再審査後決定を下し、レイアウト設計登録申請人に通知する。レイアウト設計登録申請人が国務院知的財産権行政部門の再審査決定になお不服なときには、通知を受け取ってから 3 ヶ月以内に人民法院に起訴できる。

第二十条 レイアウト設計登録が許可された後、国務院知的財産権行政部門がその登録が本条例の規定に符合していないことを発見したときには、直ちに取り消し、レイアウト設計権利人に通知し、公告しなければならない。レイアウト設計権利人は国務院知的財産権行政部門が下したレイアウト設計登録取り消し決定に不服なときには、通知を受け取ってから 3 ヶ月以内に人民法院に起訴できる。

第二十一条 レイアウト設計登録の公告前、国務院知的財産権行政部門の作業者はその内容について秘密保持の義務を負う。

#### 第四章 レイアウト設計所有権の行使

第二十二条 レイアウト設計権利人はその所有権を譲渡或いは他人がそのレイアウト設計を使用するのを許可できる。

レイアウト設計の所有権を譲渡する場合、当事者は書面によって契約を結び、国務院知的財産権行政部門に登録しなければならない。国務院知的財産権行政部門により公告を行う。レイアウト設計所有権の譲渡は登録の日から効力が発生する。

他人にレイアウトの設計の使用を許可する場合、当事者は書面によって契約を結ばなければならない。

第二十三条 下記の行為はレイアウト設計権利人の許可を経ずに行うことができ、報酬を支払う必要もない。

(1) 個人の目的或いは単に評価・分析・研究・教学等を目的として、保護を受けているレイア

ウト設計を複製すること。

- (2) 前項の保護を受けているレイアウト設計の評価・分析を基礎として、独創性の有るレイアウト設計を創作すること。
- (3) 自己が独立して創作した他人と同様のレイアウト設計について複製を行う、或いは商業利用を行うこと。

第二十四条 保護を受けているレイアウト設計、そのレイアウト設計を含む集積回路或いはその集積回路を含む製品を、レイアウト設計権利人或いはその権利人の市場投入許可を経て、他人が商業利用に使用する場合、レイアウト設計者権利人の許可を得ずともよく、報酬を支払う必要もない。

第二十五条 国家に緊急事態或いは非常事態が発生したとき、或いは公共の利益を目的とするとき、或いは人民法院、不当競争行為監督部門が法によりレイアウト設計権利人が不当競争行為を行い需要を補填するとみなしたとき、国務院知的財産権行政部門はそのレイアウト設計の使用を許可しない。

第二十六条 国務院知的財産権行政部門がレイアウト設計使用に対し強制的な許可決定を下した時、レイアウト設計権利人にすみやかに通知しなければならない。

レイアウト設計使用の強制的な許可決定が下されたとき、強制的な理由に基づき、使用する範囲と時間を規定しなければならない、その範囲は公共の目的の非商業性使用に限るものとする。或いは人民法院、不当競争行為監督検査部門が法によりレイアウト設計権利人が不当競争行為を行い需要を補填するとみなしたときに限るものとする。

強制的な許可の理由で消去し、再び生じることがないときは、国務院知的財産権行政部門はレイアウト設計権利人の請求に基づき、審査後、レイアウト設計使用の強制的な許可終了決定を下す。

第二十七条 レイアウト設計使用の強制的な許可を取得した自然人・法人或いはその他の組織は独占使用権をもたず、かつ他人に使用を許すことはできない。

第二十八条 レイアウト設計使用の強制的な許可を取得した自然人・法人或いはその他の組織はレイアウト設計権利人に合理的な報酬を支払わなくてはならない。その額については双方で協議する。双方が合意に達しないときは、国務院知的財産権行政部門が決定を下す。

第二十九条 レイアウト設計権利人は国务院知的財産権行政部門が下したレイアウト設計使用の強制的な許可に関する決定に不服なときは、レイアウト設計権利人と強制的な許可を取得した自然人・法人或いはその他の組織は国务院知的財産権行政部門に対しレイアウト設計使用の強制的な許可の報酬の決定に不服なときには、通知を受け取ってから 3 ヶ月以内に人民法院に起訴できる。

## 第五章 法律責任

第三十条 本条例に別途規定がある場合を除き、レイアウト設計権利人の許可を得ずに下記の行為のうちのひとつを行った場合、行為を行った者は直ちに侵権行為を停止し、賠償責任を負わなくてはならない。

- (1) 保護を受けたレイアウト設計の全部或いはその中のいずれかの独創性のある部分を複製した場合
- (2) 商業を目的として輸入・販売或いはその他の方式で保護を受けたレイアウト設計、そのレイアウト設計を含む集積回路或いはその集積回路製品を提供した場合

レイアウト設計所有権を犯した賠償金額は、侵権人の得た利益、或いは被侵権人が侵権行為を制止するのに支払った合理的な支出を含む被侵権人の蒙った損失による。

第三十一条 レイアウト設計権利人の許可を得ず、そのレイアウト設計を使用した場合は、レイアウト設計所有権を侵したこととなり、係争となる。当事者は協議によって解決するが、協議を望まない或いは協議が不成立な場合は、レイアウト設計権利人或いは利害関係人は人民法院に起訴し、国务院知的財産権行政部門に処理を請求することができる。国务院知的財産権行政部門が処理を行うとき、侵権行為が成立すると認められたとき、権利人は直ちに侵権行為をやめさせ、侵権製品の没収・焼却処分ができる。当事者は不服なときには通知を受け取ってから 15 日以内に《中華人民共和国行政訴訟法》に基づいて人民法院に起訴することができる。侵権人が期限になっても不起訴或いは侵権行為を停止しないときは、国务院知的財産権行政部門は人民法院に強制執行を請求することができる。当事者の請求により、国务院知的財産権行政部門はレイアウト設計所有権の賠償額について仲裁することができる。仲裁が成立しなかった場合、当事者は《中華人民共和国民事訴訟法》に基づいて人民法院に起訴することができる。

第三十二条 レイアウト設計権利人或いは利害関係者は他人が侵権行為を実施している或いはその所有権を侵す行為をしているという証拠を証明でき、かつすみやかに制止しないと、

その合法的な権利が補填不能の損害を蒙る恐れがある場合、起訴する前に人民法院に関連行為の差し止めおよび財産保全の措置命令を出すよう請求することができる。

第三十三条 保護を受けているレイアウト設計の集積回路或いはその集積回路を含む製品を得たとき、その中に不法に複製されたレイアウト設計が含まれることを知らずに、商業上利用したとき、侵權行為とはみなされない。

前項の行為人は不法に複製したレイアウト設計が含まれると明確に通知したあと、引き続き現状の在庫品或いはそれ以前の発注品を商業上利用投入できる。

但し、レイアウト設計の権利人に合理的な報酬を支払わなければならない。

第三十四条 国務院知的財産権行政部門の職員はレイアウト設計管理の業務を行うとき、職責をおろそかにしたり、職権を乱用したり、不正行為を行ったときには犯罪が成立し、法により刑事責任が追求される。犯罪が成立しない場合でも、法により行政処分が下される。

## 第六章 附則

第三十五条 レイアウト設計の登録申請およびその他の手続きは、規定により費用を納めなければならない。申請費の基準は国務院物価主管部門、国務院知的財産権行政部門が制定し、国務院知的財産権行政部門が公告する。

第三十六条 本条例は 2001 年 10 月 1 日より施行する。